

第四百七十七回国参议院法務委員会會議録第六号

平成十二年三月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十一日

辞任

世耕 弘成君  
笹野 貞子君

補欠選任  
岡野 裕君  
江田 五月君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

風間 昶君

委員

北岡 秀二君  
塩崎 恭久君  
竹村 泰子君  
魚住裕一郎君  
平野 貞夫君  
阿部 正俊君  
岩崎 純三君  
竹山 裕君  
服部三男雄君  
松田 岩夫君  
江田 五月君  
小川 敏夫君  
橋本 敦君  
福島 瑞穂君  
中村 敦夫君

國務大臣

法務 大臣 白井日出男君

政務次官

法務政務次官 山本 有二君

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務総長 堀籠 幸男君

事務局側

常任委員会専門員

加藤 一字君

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、笹野貞子君及び世耕弘成君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君及び岡野裕君が選任されました。

○委員長(風間昶君) この際、堀籠最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、これを許します。堀籠最高裁判所事務総長。

○最高裁判所長官代理人(堀籠幸男君) 昨日付で最高裁判所事務総長を命ぜられた堀籠幸男でございます。前任の泉事務総長が東京高等裁判所長官に転出いたしました後を受けて、司法行政の任に当たることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもありませんが、裁判所は、個々の具体的な事件の裁判を通じて国民の基本的人権を擁護し法秩序を維持するという重要な責務を負っております。この責務を果たすために司法行政の面で微力ながら全力を尽くしてまいりたいと考えております。

幸いにして、今日まで当委員会の委員長並びに委員の皆様方の深い御理解と力強い御支援によりまして、裁判所の運営は充実したのになってまいりましたが、国民の期待にこたえるべく、なお一層努力していかねばならないと考えており

ます。

当委員会には今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、所懐の一端を申し述べ、私の就任のあいさつとさせていただきます。(拍手)

○委員長(風間昶君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。白井法務大臣。

○國務大臣(白井日出男君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事補の員数を七十人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官の員数を増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十六人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官等を二百四十五人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を二百二十九人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十六人増加しようとするものであります。以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(風間昶君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四分散会

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七十九人」を「七十九九人」に改める。

第二条中「二万一千六百三十二人」を「二万一千六百四十八人」に改める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年四月三日印刷

平成十二年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B